Family Tax Express
令和３年８月２日
税理士法人ファミリィ
http://taxfamily.or.jp
No.188

生命保険契約等照会制度の創設

高齢単身者が亡くなった場合に、生命保険等に加入しているか否か調査することに困難が伴います。その場合、保険証券を探す、保険会社から定期的に送付される通知物を探す、預金通帳の保険料の口座振替履歴等を確認するなどの方法によって探索することになります。

そこで、一般社団法人生命保険協会および全国共済農業協同組合連合会加盟の生命（共済）保険会社（以下「生命保険会社等」といいます。）は、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）の引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）の支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」に基づき、保険契約等に関する一定の項目について登録しています。

今回は、令和３年７月１日から「保険契約等」について、生命保険契約等照会制度が創設されましたので、その概要について解説することします。

1. 制度の概要

（1）平時の死亡、認知判断能力の低下、または災害時の死亡もしくは行方不明によって生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等（本制度では、この状態に該当している方を「照会対象者」といいます。）において、生命保険契約等の有無の照会を行うことができます。

（2）一般社団法人生命保険協会は、照会者から提供いただいた情報を生命保険会社等に連絡し、照会者から指定された照会対象者が保険契約者または被保険者となっている保険契約等の有無について調査依頼を行います。

（3）生命保険会社等による調査結果（保険契約等の有無）は、生命保険会社等にて取りまとめのうえ、一般社団法人生命保険協会から照会者あてに回答されます。照会から回答まで ２週間程度の時間を要するとされています。

（4）調査結果は保険契約等の有無のみであり、保険契約等の種類の調査や保険金等の請求の代行は行われません。

2. 調査対象となる保険契約等の範囲

生命保険会社等が照会を受け付けた日現在有効に継続している個人保険契約等(※)の契約者および被保険者の名寄せを行い、照会対象者にかかる保険契約等の有無について調査を行います。

(※)ただし、財形保険契約及び財形年金保険契約、支払いが開始した年金保険契約、保険金等が据え置きとなっている保険契約は対象から除きます。

3. 照会事由

照会対象者が、以下のような事由に該当する場合に限り、生命保険会社等に対して照会することができます。

① 照会対象者が亡くなり、保険契約等の存在が不明な場合
② 照会対象者が認知症等により認知判断能力が低下し、保険契約等の存在が不明な場合
③ 災害救助法が適用等された地域において被災され、家屋等の流失・焼失等により保険契約等の存在が不明な場合

4. 照会者の範囲等

（1）照会対象者が死亡している場合には、法定相続人、法定相続人の法定代理人または任意代理人、又は遺言執行者

（2）照会対象者の認知判断能力が低下している場合には、法定代理人または任意後見制度に基づく任意代理人等、又は３親等内の親族およびその任意代理人

なお、任意代理人の範囲は、弁護士、司法書士等とされています。（税理士は任意代理人の範囲に入っていません。）

照会に当たっては、インターネット又は郵送による照会が可能で、利用料3,000 円（税込）が必要です。

5. 照会申請に必要な書類（照会対象者が死亡している場合）

（1）照会対象者の法定相続人：照会者の本人確認書類、法定相続情報一覧図、死亡診断書など

（2）照会対象者の法定相続人の任意代理人：上記（1）の書類、任意代理権の確認書類（委任状）

（3）照会対象者の遺言執行者：照会者の本人確認書類、印鑑証明書、遺言書、遺言者の除籍謄本

6. 利用に当たっての実務上の留意点

この制度の利用に当たって、上記２に掲げる調査対象から除かれる保険契約等以外にも、以下のような保険契約等も照会の対象に該当しません。

（1）損害保険契約に基づく、事故などによる死亡保険金等。

（2）府民共済や県民共済などの共済制度（JA の共済制度を除く）の保険契約による保険金等。

（3）照会時点で有効な契約が回答の対象となるため、保険金等受取人によって既に保険金請求が行われたもの、及び契約者変更等があった場合には、前の契約者等は照会対象となりません。

（文責：山本和義）